議案第１１９号

世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年１１月２８日

提出者　世田谷区長　保　坂　展　人

（説明）　空家等対策の推進に関する特別措置法及び世田谷区空家等の対策の推進に関する条例の改正に伴い、世田谷区空家等対策審査会の所掌事項を追加するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区空家等対策審査会条例の一部を改正する条例

世田谷区空家等対策審査会条例（平成２７年１０月世田谷区条例第４１号）の一部を次のように改正する。

第２条中第７号を第９号とし、第６号を第８号とし、同条第５号中「第１４条第１０項」を「第２２条第１０項」に改め、同号を同条第７号とし、同条第４号中「第１４条第９項」を「第２２条第９項」に改め、同号を同条第６号とし、同条第３号中「第１４条第３項」を「第２２条第３項」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号中「第１４条第１項又は第２項」を「第２２条第１項」に、「、指導又は勧告」を「又は指導」に改め、同号を同条第３号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑷　法第２２条第２項の規定により区長がしようとする勧告について意見を述べること。

第２条中第１号を第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

⑴　法第１３条第２項の規定により区長がしようとする勧告について意見を述べること。

附　則

この条例は、規則で定める日から施行する。